

令和 2 年

議会運営委員会記録

令和 2 年 3 月 2 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和2年3月2日（月曜日）
午前 10時30分 開会 午前 11時06分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	齊 藤 克 己 議員	副 委 員 長	熊 谷 二 郎 議員
委 員	安 保 友 博 議員	委 員	猪 原 陽 輔 議員
委 員	赤 松 祐 造 議員	議 長	吉 田 武 司 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員		

◇欠席委員 1名
松 永 靖 恵 議員

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	細 野 千 恵	主 査	田 中 孝一

◇本日の会議に付した案件

- ・意見書案の調整について
- ・議員提出議案の確認について
- ・議会報告会について

午前 10時30分 開会

○齊藤克己委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

なお、松永議員は入院のため欠席届が出ています旨、報告いたします。

本日の案件は、意見書案の調整について、議員提出議案の確認について、議会報告会についてであります。まず初めに、意見書案の調整ということで、緑風会から提出されております、「新型コロナウイルス等、感染症対策の抜本的強化を求める意見書（案）」について、まず緑風会安保友博委員から説明をお願いいたします。

○安保友博委員 「新型コロナウイルス等、感染症対策の抜本的強化を求める意見書」について、説明をさせていただきます。説明につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきますと思います。

1月15日に日本国内においても、中国・武漢市に滞在歴がある肺炎患者から新型コロナウイルスが検出され、2月10日までに、武漢市への渡航歴がない方も含む26人の感染者が確認されています。こうした事態の中で政府は1月28日に新型コロナウイルスによる肺炎について感染症法に基づく「指定感染症」と、検疫法による「検疫感染症」にすることを閣議決定しましたが、オリンピック・パラリンピックを前に、他の感染症も含めた対策の抜本的な強化が求められています。

特に、平成21年に発生した新型インフルエンザでは、公的医療保険制度が脆弱な国で感染が大きく広がり、国内でも国保資格証明書の取り扱いについては特別な対応が行われたところです。新型コロナウイルスのワクチンはまだ開発されていないため、重要なことは罹患の疑いがある場合に、必要な医療が受けられるようにすることです。新型コロナウイルスに罹患した患者が一般医療機関を受信する可能性も想定されます。

こうしたことから、早急に下記の対策を実施するよう要望します。

記

1. 国内の検疫体制を抜本的に強化すること。
2. 新型コロナウイルスワクチンの開発・生産を早急に行うこと。医療担当者等へのワクチン接種を無償で行うこと。
3. 新型コロナウイルス検査キットの開発・生産を早急に行うこと。
4. 発熱外来を設置する自治体及び医療機関への財政支援を行うこと。
5. 新型コロナウイルスの疑いのある患者が、一般医療機関を受診する可能性があることを考慮し、次の対策を行うこと。

(1) 発熱（概ね37.5度以上）かつ呼吸器症状（せき等）のある方であって、「中国・武漢市

への渡航歴がある方」又は「中国・武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある方は、最寄りの保健所に連絡した上で、保健所の指示に従って受診することを周知・徹底すること。

(2) 一般医療機関に対して、マスク、ゴーグル、ガウン等が無償で配布すること。抗ウイルス薬や必要な医薬品・材料が、一般医療機関にも行き渡るよう、必要に応じ、政府備蓄分や自治体備蓄分の放出を行うこと。

6. 不確かな情報の流布やパニックの助長を防ぐため、国民、マスコミ、医療機関等への情報提供にあたっては、懇切・丁寧に行うこと。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

以上です。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

それでは、各会派から意見をお願いいたします。

初めに、猪原委員。

○猪原陽輔委員 この意見書について、私たちの会派で議論させていただきました。この意見書を提出された時の状況と現在がかなり変わっているということもございます。たとえば、この当時はまだ武漢市というところだけだったとは思いますが、今、世界各地で感染が広がっている状況、今、変わってきていることもありますし、また、仮にこれを副議長提案として上程する場合は、3月18日の予定になっています。この時点でも、また対応はさらに変わっている状況も考えられますので、この今の時点でこの意見書の内容とその時の状況というのが、齟齬が生じる可能性もあると思います。現時点では、この意見書を出すのはなかなか難しいのではないかということで、私たちの会派の意見はまとまりました。

○齊藤克己委員長 わかりました。

続いて、赤松佑造委員。

○赤松佑造委員 この意見書は、書いた時点は、本当にさっと出せばよかったのだと気がするのですが、今、新しい風がおっしゃったように、その検疫体制もかなりレベルが上がってきて、小中学校の臨時休校だとか。武漢だけでなく韓国やイラン、イタリア、各地全世界に広がっている。マスクについても北海道には政府から送るとか、情報提供についてもNHKが一緒ですけど、国の情報でかなり伝わっているということで、今、国がかなり動いているので、このままで出すのはどうですか。出さない方がとってはおかしいですけども、そのような気がします。

○齊藤克己委員長 わかりました。

続いて共産党。熊谷委員。

○熊谷二郎委員 日本共産党議員団としては、基本的には賛成ですけども、先ほど新しい風等が言われたように、本当に状況が変化している中での対応という点では、あまりに細かく挙げていくのは、不具合が生じたりする可能性もあるので、大まかな点で、大きな点で、是非

この点はこの部分に絞って、意見書を出していったらどうかという考えです。具体的にどこをとということではないのですけれども。

○齊藤克己委員長 わかりました。

○熊谷二郎副委員長

それでは、議事を委員長と交代します。

公明党。齊藤克己委員。

○齊藤克己委員

私ども会派も基本的には、賛成いたします。今、各委員がおっしゃったように、文言の細かいところになりますと、系列的に少し齟齬が生じますので、概略、あの趣旨として対策を講じる、強めるというところを求める意見書として出されるのであれば、文言を訂正していただいて、そういったことであればいいのではないかと思います。特に、今の時期では少しタイミングが遅いかもしいのではなけれども、各議会から意見書を出すということも、姿勢を表明するという点では賛成できるころだと思っておりますので、基本的には賛成するということにさせていただきますと思います。

議事を副委員長と交代いたします。

○齊藤克己委員長 ただいま意見が出されましたが、猪原委員が意見について概略という意見もありましたけれども、その点については、新しい風、国民民主として考える余地があるのか、また、やはりこの意見書については反対だということ、捉えてよろしいのか。御意見を頂戴したいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 その文言としてですね、そのどういうことを書くかというところが、結構難しいと思うのです。その辺を議会として統一した見解で、どのように出すかというところを、まず決めていかないと、なかなか意見書として出すというところが現時点では難しいのではないかと考えますが。私どもは、その辺少し今の時点では難しいのではないかと考えております。

○齊藤克己委員長

休憩いたします。（午前 10時40分 休憩）

再開いたします。（午前 10時42分 再開）

それでは、ただいま各会派から御意見をいただきましたけれども、オブザーバーから御意見があれば、お願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

わかりました。意見書について、この意見書はまとまりませんでしたので、副議長提案とはならないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは次に進みます。

緑風会から提出されている「中小企業・小規模事業者に対する更なる支援を求める意見書（案）」について、緑風会安保友博委員から説明を願います。

○安保友博委員 「中小企業・小規模事業者に対する更なる支援を求める意見書」について御説明をさせていただきます。こちらにつきまして、内容は、案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

我が国の中小企業は、全事業者数の99.7%、全従業員者数の約70%を占めるなど、経済や雇用を支える重要な役割を担っていますが、後継者不足等による事業承継問題等、様々な課題を抱えています。

中小企業庁の試算によると、令和7年における70歳以上の中小企業経営者は約245万人にのぼりますが、うち約半数は後継者が未定であり、放置すれば廃業が相次ぎ、令和7年頃までの10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円の国内総生産が失われるとのこと。中小企業が後継者を確保し、事業を引き継ぎやすい環境を整えることは、喫緊の課題です。

また、日本は、全輸出先の3分の1を占める国・地域との間で関税を引き下げる自由貿易協定（以下「F T A」という。）を結んでいます。JETRO「日本貿易振興機構」が行った調査によると、F T Aを結んでいる国に輸出している日本企業1,472社のうち、F T Aを利用している割合は、大企業は64.4%に対して、中小企業は43.8%にとどまっています。

中小企業のF T Aの利用率が低い要因としては、F T Aを利用するための手続きが複雑であることが挙げられます。F T Aを全て利用する場合に輸出で減らせる関税は、本年には最大で約1.1兆円という試算もあり、中小企業の海外進出を促進するためにも、中小企業のF T Aの利用率を高める施策が不可欠です。

よって、国においては、中小企業・小規模事業者に対する更なる支援を行うため、下記の事項を実施するよう要望します。

記

1. 計画的に事業承継の準備を行うための相談対応や事業者と第三者を含めた後継者候補とのマッチング等、円滑な事業承継に対する支援の更なる充実を図ること。
2. F T Aを結んでいる国への輸出を検討する際に、関税を下げるための条件の検索や手続きに必要な書類の作製等が簡単にできる一元的なサイトを作るなど、中小企業がF T Aを利用しやすくするための支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

以上となります。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

それでは、各会派から意見を願います。まずはじめに、新しい風、国民民主。猪原委員お願いいたします。

○猪原陽輔委員 まず、この意見書の意見を述べる前に、お伺いしたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。F T Aということで、この案文の中の文言が出されておりますが、和光

市内の企業で、F T Aを利用したいと要望するような意向を持っておられる企業が、どの程度いらっしゃるのかということでお伺いしたいと思います。

○齊藤克己委員長 今、猪原委員から質問がございましたが、安保委員答えられますでしょうか。

○安保友博委員 市内において、どれだけかということについては、把握しておりません。

○齊藤克己委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 承知いたしました。そのような、まだ、少し意向がわからないということで、和光市としての意見書を出すということなので、その部分としてここが不明確というところで、そこを調べなければいけない。というのが一つあると思います。あと、もう一つ、産業振興協議会というのがこれから始まる訳ですが、その議論で和光市の産業の課題とかそういったところが、今後明らかになると思うのです。それが明らかになった時点で、この和光市の実態に沿った意見書を出すというのがいいのではないかと。その時のタイミングでもう一度意見書案を出すというのでいいのではと思います。現時点では時期尚早かと思えます。以上です。

○齊藤克己委員長 わかりました。

続いて、赤松委員。お願いいたします。

○赤松佑造委員 私も、実際のところやったことあるけれども、確かに、中小企業では、知識がないとできない。そういう面を書いてあることには賛同できるのですが、和光市内の企業を見渡して、しているのは大きな会社ではあるのかもしれませんが、あまりないような気がするのです。という面で和光市には地に合っていないような気がする。ただし、猪原委員がおっしゃったように産業振興条例ができて、4月頃から、産業振興協議会の委員の中で協議して、そういうことも勉強して、まずまちの中で、中小企業を育成して。そういう方に話をもっていて、今ここで出すのには、和光市の市議会としてはレベルが高くて、そぐわないと思います。

○齊藤克己委員長 現時点では賛成できかねるということによろしいですか。

○赤松佑造委員 はい。

○齊藤克己委員長 わかりました。

赤松委員。

○赤松佑造委員 二番目の、中小企業にF T Aのサイトを作ってあげるとは、本当にすごくいいことだと思います。みんな売りたい、したい人はいっぱいいますから。これは賛同します。

○齊藤克己委員長 わかりました。

日本共産党。熊谷委員。

○熊谷二郎委員 更なる支援を求める意見書ということですが、実際にF T Aのサイト云々というよりも、もっと抜本的に中小企業支援という点では、今やるべきことはまだあるのではないかと。たとえば、社会保険料負担を軽減して、賃金引上げなどを支援していく政策とか、あるいは大企業と中小企業の公平な取引を補償するルールをまだ完全に作り

あげられていないので、そういったルールを作りあげていくことなどがもっと優先すべき支援策ではないかという意味において、この点については賛成しかねる。

○齊藤克己委員長 わかりました。

○熊谷二郎副委員長 それでは、議事を委員長と交代します。

公明党、齊藤克己委員。

○齊藤克己委員 大筋では賛同するところですが、各委員の意見があったように、少し時期を見て再考する必要があるのではないかと考えております。

議事を副委員長と交代いたします。

○齊藤克己委員長 それでは、続けてオブザーバーから御意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

よろしいですか。わかりました。

それでは、今御意見いただいたとおり、この意見書については、各会派の意見がまとまりませんでしたので、副議長提案とはなりませんので、御了承いただきたいと思っております。

次に進みます。

緑風会から提出されている「近年の豪雨災害を踏まえた災害対策の更なる推進を求める意見書（案）」について、緑風会、安保友博委員から説明をお願いいたします。

○安保友博委員 「近年の豪雨災害を踏まえた災害対策の更なる推進を求める意見書」について、説明をさせていただきます。こちらにつきましては、案文の朗読をもって説明とさせていただきます。

令和元年10月12日から13日にかけて関東地方を通過した台風19号は、記録的な豪雨をもたらし、堤防の決壊等による河川の氾濫により極めて広範囲にわたり家屋等が浸水するなど、死者・行方不明者を合わせて80名を超え、家屋の損壊や床上・床下浸水の被害は7万棟以上に及ぶ大規模な災害となりました。埼玉県においても、3名の方が亡くなり、家屋の被害は5,000棟を超えるなど甚大な被害が生じました。当市においても土砂災害が発生し3世帯の家族が未だに避難している状況です。

近年、気候変動の影響により記録的な豪雨が頻繁に発生するようになっており、今後も、堤防の決壊等による河川の氾濫が懸念されます。このため、今回のような豪雨が頻繁に発生することを前提として、災害対策を更に推進することが重要です。

よって、国においては、災害から国民の生命と財産を守るため、下記の事項を実施するよう要望します。

記

1. 国直轄管理河川について、再度の災害発生を防ぐため、原形計復旧だけでなく、改良復旧を積極的に実施すること。また、河川の改修など氾濫防止対策を一層推進すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業については、令和2年

度までに行うこととされているが、事業期間を延長するなど、令和3年度以降も引き続き災害対策に関する予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

以上となります。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま意見書の説明がありましたが、各会派から御意見を願います。

新しい風・国民民主。猪原委員。

○猪原陽輔委員 私ども、たいへんこの意見書に賛成いたします。ただ少し追加と申しますか、要望がございまして、記の1のところ、河川の災害発生を防ぐためにのところですが、和光市は荒川の流域というところがございまして、今後は、荒川の第二、第三の調節池の計画というのがございまして、そちらの早期整備ということで、文言を追加してもいいのではないかと思いますので、その点要望いたします。以上です。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

続きまして、赤松委員。願います。

○赤松佑造委員 河川の氾濫ということで、埼玉県もかなりの予算で動き始めています。和光市としてはですね、一番の問題は、ここには文言が載ってないですけど、和光市だけ新河岸川は拡幅されていない訳です。その氾濫がその直前まで来ている訳です。下新倉小、また新倉、下新倉地区が洪水になる恐れをいつも控えている訳なのです。台風19号の時は、新河岸川上流の東松山とか、都幾川では大きな氾濫が起きています。次は、やはり和光に来るっていう気がしますので、大きなことを出すのもそうですけど、市として、埼玉県に新河岸川の報告を、本当に工事を早く進めてもらうことを要望することを、なんとかここに含められれば、そうであれば、国全体でいけばかなりの予算が下りるはずですから、それをなんとか和光市に、現地に、ハザードマップでも示されている現地に資するような文言がここに入れれば一番いいと私は思います。

○齊藤克己委員長 一部文言の方は追加、訂正ということで、基本的に賛成ということで、よろしいですか。

○赤松佑造委員 はい。

○齊藤克己委員長 それでは、続きまして、日本共産党、熊谷委員。願います。

○熊谷二郎委員 基本的に賛成です。

○熊谷二郎副委員長 それでは、議事を委員長と交代します。公明党、齊藤克己委員。

○齊藤克己委員 公明党としても基本的に賛成です。また、各委員がおっしゃった文言の修正については、和光市の実情に沿った形で、文言修正していただければと思いますので、よろしく願います。

議事を副委員長と交代いたします。

○齊藤克己委員長 続けて、オブザーバーからの御意見ございますでしょうか。よろしいで

すか。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤克己委員長 それでは、ただいまの意見書（案）に関しては、記の1のところ、荒川の調整池の拡充ですとか、あるいは新河岸川の拡幅などの内容を入れた形での文言の修正をしていただいて、調整後、また、設定いただければと思います。この件については、各会派の調整が図られましたので、副議長提案とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。意見書（案）の調整については、以上でございます。

次に、議員提出議案の確認についてであります。

2月19日の議会運営委員会において、専決処分事項の指定についての一部改正に係る議員提出議案について、執行部との調整が図られた案をお手元に配布しております。これを、副議長提案として提出してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、「専決処分事項の指定についての一部を改正することについて」は、議員提出議案として、副議長提案で提出いたします。

この議員提出議案については、議案第25号の採決の次に追加して議題とし、提案説明後、委員会付託を省略して、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。副議長提案ですので質疑、討論は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。なお、議案番号は3月11日に決定する予定です。議案番号が決定次第、事務局からお知らせしますので、副議長及び会派代表者におかれましては3月16日金曜日までに署名をお願いいたします。

議員提出議案の調整については、以上であります。

次に、議会報告会についてでございます。2月19日に開催した議会運営委員会で、次回の議会報告会における意見交換会のテーマを「バリアフリーのまちづくりについて」と決定したところであります。今回は、開催要領について協議したいと思います。お手元に、議会報告会開催要領（案）を配布しています。網掛けになっている、「2 内容」の（2）、及び「4 開催時期及び場所」の日にと場所、「5 次第」の（4）の意見交換会のテーマ、「8 周知方法」のアについては、これまでの議会運営委員会で協議済み、もしくは開催日により決まる項目であります。

それ以外の項目については、もう記入してありますが、前回の内容として案として、お示ししてあります。

この要領案について、各会派から御意見を頂戴したいと思います。

網掛けの部分は、新たに決まったといえますか、落とし込んであるところで、それから、それ以外のものに関しては、前回と同じ担当者とか役割分担としているということですが、

意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 前回の議員報告会のそれぞれの各派での意見聴取のなかでも役割分担については、変更なども含めて順番なり意見があったのですが、今回これを見ると前回と同様という形になっています。二年目ということもあるので、変更等を考えてもいいのではないかと思います。

○齊藤克己委員長 ただいま、熊谷委員から御意見いただきましたけれども、この点については、いかがでしょうか。

休憩いたします。（午前 11時00分 休憩）

再開いたします。（午前 11時01分 再開）

それでは、この件については、二回目ということですので、従前の内容とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

ほかに御意見はございますでしょうか。

赤松委員。

○赤松佑造委員 今のコロナの問題があるので、日にちは決まっていますのですけれども、何日には最終的に「やる」、「やらない」を決めるのでしょうか。例えば、もし中止するのであれば、3月の末に決めるとか。それは、委員長の腹積もりで結構です。

○齊藤克己委員長

休憩いたします（午前 11時02分 休憩）

再開いたします（午前 11時05分 再開）

赤松委員から御提案がありましたけれども、そのコロナウイルスに対する対応について、開催ができないような場合もあるかもしれませんけれども、それは迅速に状況を踏まえたうえで対応していくということで、よろしくをお願いいたします。

それでは、開催要領については、このとおりとさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定いたします。

休憩いたします。（午前 11時06分 休憩）

再開いたします。（午前 11時07分 再開）

以上で、本日の協議事項は全て終了となります。

そのほかに、何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

午前 11時06分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 克 己